

国民健康保険特別会計状況調書

1. 被保険者の一部負担割合

- (1) 義務教育就学前 医療費の2割
- (2) 義務教育就学後から70歳未満 医療費の3割
- (3) 70歳以上75歳未満 医療費の2割又は3割
(ただし、平成26年4月1日以前に70歳に達した被保険者は1割又は3割)

※医療費とは保険診療の費用であり、入院時の食事に要する費用等を除く。

2. 国民健康保険税課税額

年度		平成29年度 当初予算	平成28年度 当初予算	平成27年度 決算
区分				
医療給付費分	所得割	9.1%	8.9%	8.3%
	均等割	30,000円	26,000円	26,000円
	平等割	29,000円	25,000円	25,000円
	課税限度額	540,000円	520,000円	510,000円
	1世帯当たり税額	96,179円	95,694円	91,154円
	1人当たり税額	62,510円	64,651円	58,132円
介護納付金分	所得割	2.5%	2.5%	2.5%
	均等割	8,700円	8,700円	5,200円
	平等割	5,900円	5,900円	5,800円
	課税限度額	160,000円	160,000円	140,000円
	1世帯当たり税額	21,811円	22,869円	20,329円
	1人当たり税額	18,107円	21,000円	17,112円
後期高齢者支援金分	所得割	2.9%	2.8%	1.8%
	均等割	8,400円	7,100円	3,800円
	平等割	8,300円	7,000円	4,000円
	課税限度額	190,000円	170,000円	160,000円
	1世帯当たり税額	29,019円	28,402円	17,272円
	1人当たり税額	18,860円	19,188円	11,015円

3. 世帯数及び被保険者数（年間平均）

年度		平成29年度 当初予算		平成28年度 当初予算		平成27年度 決算	
区分							
医療・後期支援課税対象			前年度比		前年度比		前年度比
	世帯数	世帯 7,315	% 95.7	世帯 7,643	% 99.8	世帯 7,656	% 97.9
	被保険者数	人 11,255	% 99.5	人 11,313	% 94.2	人 12,005	% 96.7
介護納付金課税対象			前年度比		前年度比		前年度比
	世帯数	世帯 2,713	% 86.2	世帯 3,146	% 103.6	世帯 3,037	% 78.3
	被保険者数	人 3,268	% 95.4	人 3,426	% 94.9	人 3,608	% 92.6

4. 主な保険者負担額の推移

(単位：千円・%)

区分 年度	平成29年度 当初予算		平成28年度 当初予算		平成27年度 決算	
	保険者 負担額	対前年度比	保険者 負担額	対前年度比	保険者 負担額	対前年度比
療養給付費	3,830,033	97.8	3,915,837	101.6	3,854,981	95.9
療養費	22,492	79.7	28,213	105.4	26,758	87.5
高額療養費	646,844	105.5	613,299	104.9	584,450	95.4
老人保健拠出金	14	32.6	43	153.6	28	103.7
後期高齢者支援金	609,970	97.3	626,826	96.1	652,062	98.4
介護納付金	197,517	104.4	189,130	88.2	214,407	89.2
計	5,306,870	98.8	5,373,348	100.8	5,332,686	95.8

5. 歳入歳出予算年度別内訳

(歳入)

(単位：千円)

科 目	平成29年度	平成28年度	平成27年度
	当初予算	当初予算	決算
国民健康保険税	976,674	999,339	888,719
医療給付費分	708,214	720,584	698,978
介護納付金分	61,911	72,276	60,013
後期高齢者支援金分	206,549	206,479	129,728
使用料及び手数料	10	10	0
国庫支出金	1,488,873	1,400,998	1,357,897
療養給付費等交付金	139,688	222,416	308,480
前期高齢者交付金	2,121,099	2,334,687	2,221,107
道支出金	415,534	336,046	326,112
共同事業交付金	1,296,817	1,409,213	1,318,678
財産収入	1	1	113
繰入金	556,983	485,044	688,729
繰越金	30,000	10,000	103,495
諸収入	3,621	3,646	10,760
合 計	7,029,300	7,201,400	7,224,090

(歳出)

(単位：千円)

科 目		平成 2 9 年 度 当 初 予 算	平成 2 8 年 度 当 初 予 算	平成 2 7 年 度 決 算
総 務 費		145,920	119,681	112,391
保 険 給 付 費		4,529,943	4,590,606	4,491,313
一 般	療 養 給 付 費	3,695,690	3,722,490	3,648,870
	療 養 費	21,913	27,447	26,017
	高 額 療 養 費	617,243	573,716	544,688
	移 送 費	500	500	0
退 職	療 養 給 付 費	134,343	193,347	206,111
	療 養 費	579	766	741
	高 額 療 養 費	29,601	39,583	39,761
	移 送 費	500	500	0
そ の 他	審 査 支 払 手 数 料	9,765	9,927	8,738
	出 産 育 児 一 時 金	16,809	19,330	13,957
	葬 祭 費	3,000	3,000	2,430
老 人 保 健 抛 出 金		14	43	27
後 期 高 齢 者 支 援 金		609,970	626,826	652,061
前 期 高 齢 者 納 付 金		2,210	328	442
介 護 納 付 金		197,517	189,130	214,406
共 同 事 業 抛 出 金		1,432,288	1,487,439	1,422,192
保 健 事 業 費		92,837	98,246	86,989
積 立 金		1	1	113
公 債 費		1,000	1,500	0
諸 支 出 金		7,600	7,600	58,333
予 備 費		10,000	80,000	0
合 計		7,029,300	7,201,400	7,038,267
収 支 差 引		0	0	185,823

6. 1人当たりの費用額、1件当たりの費用額及び受診率の状況

区 分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
費用額	4,014,261,984円	4,253,970,242円	4,206,825,486円
対前年度比	94.4%	101.1%	99.1%
1人当たり費用額	334,383円	342,620円	331,795円
対前年度比	97.6%	103.3%	101.0%
受診件数	127,959件	129,100件	131,400件
1件当たり費用額	31,371円	32,951円	32,015円
対前年度比	95.2%	102.9%	99.8%
受診率	1,065.88%	1,039.79%	1,036.36%

※費用額とは、入院、入院外、歯科の診療費をいう。

※受診率とは、受診件数÷年間平均被保険者数×100

(参考)

区 分		平成26年度	平成25年度
1人 当 た り 額	全 国	261,126円	254,435円
	全 道	288,670円	284,507円

7. 疾病予防等事業

(1) 目的 国民健康保険被保険者の健康の保持・増進と、疾病の早期発見、医療費の適正化を図ることを目的として実施する。

(2) 平成29年度の主な事業内容 (単位：千円)

事業項目	事業内容	予算額
エイズ予防パンフレットの配布	エイズについての正しい知識の普及を図るため、成人祭でエイズ予防に関するパンフレットを配布する。	33
市民プール利用料助成	健康の保持・増進と疾病の重症化予防を図るため、市民プールの利用料の一部を助成する。	195
水中運動教室受講料助成	国民健康保険被保険者の生活習慣病の予防、改善を図るため、水中運動教室の月額受講料の一部を助成する。	1,045
脳ドック助成	脳梗塞、くも膜下出血などの早期発見のため、脳ドックの自己負担額の一部を助成する。	4,531
短期人間ドック助成	39歳以下の国民健康保険被保険者に対し、短期人間ドック受診の自己負担額の一部を助成する。(40歳以上は特定健診経費に含む)	764
がん検診料等助成	国民健康保険被保険者に対し、がん検診等の自己負担額の全額を助成する。	5,443
インフルエンザ予防接種助成	国民健康保険被保険者(高齢者)に対し、インフルエンザ予防接種の自己負担額の全額を助成する。	4,779
医療費等通知	国民健康保険被保険者が受診した医療機関や医療費の総額などをお知らせする医療費通知や、ジェネリック医薬品利用差額通知を送付し、健康や医療費に対する認識を深める。	3,639
合計		20,429

8. 特定健康診査・特定保健指導事業

(1) 目的 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、国民健康保険被保険者に対し、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査・特定保健指導を医療保険者として実施することが義務付けられている。

- ① 特定健康診査：40歳～75歳未満の被保険者を対象とし、メタボリックシンドロームに起因する生活習慣病の予防につなげる。
- ② 特定保健指導：特定健康診査の結果に基づき、腹囲、体重、検査値、年齢等により階層化し、対象に応じて積極的支援または動機づけ支援を実施する。

(2) 平成29年度予定値

- ・特定健康診査受診者数：2,845件(目標率45%)
- ・健診委託料：52,907千円
- ・特定保健指導実施数：130件(目標率45%)